

あましん退職金特別定期預金 説明書

商 品 名	あましん退職金特別定期預金													
お 取 扱 い 期 間	平成29年4月3日(月)～平成29年9月29日(金) ただし、お取扱い期間中であっても、あましん退職金特別定期預金の預入金額の総額が100億円に達した時点でお取扱いを中止させていただきます。													
定 期 預 金 の 種 類	自動継続自由金利型定期預金(M型)(単利型) ※預入金額が1,000万円以上の場合も、大口定期預金のお取扱いはいたしません。 また、満期日に自動継続する定期預金もスーパー定期300となります。													
預 入 期 間	3ヵ月(ただし、自動継続扱いのみのお取扱いとさせていただきます。)													
ご 利 用 可 能 な 方	預入時の年齢が満40歳以上の個人の方 ※退職金のお受取から1年以内にお預入れいただくことが条件となります。 ◎他の金融機関で退職金をお受取になられた場合でも本商品の対象となります。 ※退職金のお受取を確認できる資料が必要となります。 →「退職金お受取口座の通帳」、「退職所得の源泉徴収票」、「退職金支払明細」等の退職金のお受取金額・お受取日を確認できる資料 ※NISA/ジュニアNISAの口座開設申込や、投資信託または国債の購入申込の場合、「個人番号(マイナンバー)」や「住民票の写し」等、別途必要な書類がありますので、詳しくは窓口までお問合せください。													
預 入 金 額	100万円以上(退職金お受取金額(税引前)を上限とさせていただきます。) ※お一人さま1店舗限りとさせていただきます。なお、定期預金として新たにお預入れいただく資金に限ります。													
利 息	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>金 利</th> <th>預 入 条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>年1.0%</td> <td>円定期預金のみのお預入</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>年1.2%</td> <td>・NISA/ジュニアNISA 口座開設申込 ・投資信託または国債の同時購入申込 100万円以上 上記のいずれかの条件を満たす場合に取扱可能</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>年1.7%</td> <td>投資信託または国債の同時購入申込 300万円以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※詳細については、下記を参照下さい。 ※金利は全て固定金利で、満期日の前日まで適用し、初回満期日(3ヵ月後)以降は当金庫所定の金利を適用させていただきます。(※当金庫所定の金利につきましては、窓口までお問合せ下さい。)</p> <p>【預入条件に関する特記事項】 ※申込人のご家族が上記②③の預入条件を満たしている場合でも取扱可 (ご家族の範囲) 配偶者、申込人の父および母、申込人の子ども・孫およびその配偶者 ※NISA/ジュニアNISA口座を既に当金庫で開設している場合や、投資信託・国債を、既に当金庫で購入している場合でも取扱可 ※投資信託・国債は、合算の場合でも取扱可 ※投資信託・国債は、退職金以外のお預入原資の場合でも取扱可</p> <p>●満期日に一括してお支払いいたします。 ●付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ●分離課税 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</p>			金 利	預 入 条 件	①	年1.0%	円定期預金のみのお預入	②	年1.2%	・NISA/ジュニアNISA 口座開設申込 ・投資信託または国債の同時購入申込 100万円以上 上記のいずれかの条件を満たす場合に取扱可能	③	年1.7%	投資信託または国債の同時購入申込 300万円以上
	金 利	預 入 条 件												
①	年1.0%	円定期預金のみのお預入												
②	年1.2%	・NISA/ジュニアNISA 口座開設申込 ・投資信託または国債の同時購入申込 100万円以上 上記のいずれかの条件を満たす場合に取扱可能												
③	年1.7%	投資信託または国債の同時購入申込 300万円以上												
(1)金利 (金利表示場所)														
(2)利払い方法														
(3)計算方法														
(4)課税方法														
中 途 解 約	この預金は満期日前には解約できません。やむをえず満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金利率を適用させていただきます。													
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ●総合口座でのお取扱い並びに担保預金としてのお取扱いはできません。 ●また、ATMによるお取扱いもできません。 ●マル優でのお取扱いはできません。 ●金利に急激な変化が生じた場合は、お取扱いを中止することがありますのでご了承ください。 ●取引内容に応じて金利を上乗せするスーパー^{7%}αは適用外とさせていただきます。 													
苦 情 処 理 措 置	預金商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはお客様相談室にお申し出ください。 (9時～17時30分 電話:06-6412-5576)													
紛 争 解 決 措 置	兵庫県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記お客様相談室、または全国しんきん相談所(9時～17時 電話:03-3517-5825)にお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。													
預 金 保 険	預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息等が保護されます。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。)													

公共債に関する留意点

＜公共債の主なりリスク＞

- 公共債(個人向け国債を除く)の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。また、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- 公共債(個人向け国債を除く)の発行者や、公共債の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。
- 公共債の発行者や公共債の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払い不能が生じるリスクがあります。

＜手数料などの諸費用＞

- 公共債を募集・売却等により、または当金庫との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

＜個人向け国債の中途換金について＞

- 個人向け国債(「変動10年」および「固定5年」「固定3年」)は発行から1年間、原則として中途換金はできません。なお、保有者がお亡くなりになった場合、または大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、各々の期間内であっても中途換金が可能です。
- 個人向け国債を中途換金する際、原則として下記により算出される中途換金調整額が売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれることとなります。
 ■変動10年:直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685
 ■固定5年、固定3年:直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685
 ※発行から一定期間の間に中途換金する場合には、上記の中途換金調整額が異なる場合があります。詳しくはお取引のある本店または支店にお問い合わせください。

＜その他の重要事項＞

- 公共債は信用金庫の預金ではありません。
- 公共債は預金保険制度の対象ではありません。
- 当金庫で取扱う公共債は投資者保護基金の対象ではありません。
- 公共債はその償還日または利子支払い日の3営業日前から前営業日の3日間を受渡日とするお取引はできません。
- 当金庫で取扱う公共債(個人向け国債(変動10年)を除く)は固定金利です。また個人向け国債(変動10年)は変動金利です。
- 公共債のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。約定が成立した場合は、取消し、内容の変更はできません。
- 公共債の運用による損益は、公共債をご購入のお客さまに帰属します。公共債のご契約に際しては、必ず契約締結前交付書面をよくお読みいただき、内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。契約締結前交付書面は、当金庫の本・支店の窓口にてご用意しております。

投資信託に関する留意点

- 投資信託は預金、保険契約ではありません。
 - 投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
 - 当金庫が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
 - 当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社が行います。
 - 投資信託には元本および利回りの保証はありません。
 - 投資信託は、組入価値証券等の価格下落や組入価値証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
 - 外貨建資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
 - 投資信託の運用による利益及び損失は、ご購入されたお客さまに帰属します。
 - 投資信託のご購入時には、買付時1口あたりの基準価額(買付価額)に、最大3.24%の購入時手数料(消費税込み)、約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.5%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料等とは別に、投資信託の純資産総額の最大2.376%(消費税込み)を運用管理費用(信託報酬)として、信託財産を通じてご負担いただきます。その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。
 なお、投資信託に関する手数料の合計は、購入金額や保有期間等により異なりますので表示することはできません。
 - 投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。
 - 投資信託の取得のお申込に関しては、クーリングオフ(書面による解除)の適用はありません。
 - 投資信託のご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等を必ずご覧ください。
 - 当資料は当金庫が独自に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ※ 詳しくは、投資信託取扱店舗の投信窓口までお問合せください。

商 号 等 : 尼崎信用金庫 登録金融機関 近畿財務局長(登金) 第39号
 加入協会 : 日本証券業協会

(平成29年4月3日現在)